

シンガポールにおける旅行博出展業務委託 業務仕様書

1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症拡大以前、シンガポールからの訪日客数は2019年に延べ約50万人と過去最高を記録し、シンガポールにおいて訪日需要は高く、約9割が個人旅行で、主に家族や親族と訪日する傾向にあった。また、2019年の訪日シンガポール人全体に占める訪日リピーター率は約7割、そのうち訪日回数が5回以上のヘビリピーターは約3割と高い割合を占めていた。

新型コロナウイルスによる水際措置が終了し、今後、訪日外国人旅行者は回復し続けることが予想されるなか、シンガポールからの個人旅行者を確実に岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県（以下「東海エリア」という。）に取り込んで行くためには、東海エリアの魅力ある観光情報を現地へ発信する必要がある。

本業務においては、シンガポールにおけるBtoC向けの旅行博に出展することにより、シンガポールからの個人旅行者の増加につなげることを目的とする。

2 契約期間

契約締結日から令和6年3月22日（金）まで

3 業務内容

（1）NATAS Travel 2024 への出展

- ・令和6年2月下旬～3月上旬にシンガポールでの開催が予定されているNATAS Travel 2024において東海地区外国人観光客誘致促進協議会（構成団体：岐阜県、静岡県、浜松市、愛知県、名古屋市、三重県）のブースを出展し、運営すること。
- ・視覚的に当該地域をPRできるよう、ブースに設置するパネル等を制作すること。また、デザイン、装飾、施工費用を見積もりに含めること。
- ・ブースの装飾については、東海エリアならではの魅力ある自然や歴史・文化等の観光情報をPRできるものとする。
- ・ブースを運営する上で必要な備品、消耗品を調達・準備すること。
- ・パンフレット等を配置するテーブル等や、スタッフ用のイスを設置すること。
- ・ブース運営に際し、常時、通訳者を1名以上と運営スタッフ1名以上を設置すること。
- ・ブース出展及び運営に関し、主催者との連絡調整を行うこと。また、出展の申し込み及び出展費用（18㎡）の支払いを実施すること。
- ・東海エリアのパンフレット及びノベルティ等、計180kg程度をシンガポールへ発送すること。なお、国内の発送拠点までの送料については委託者で負担するものとする。
- ・上記以外でもシンガポールにおける東海エリアの認知度を高め、誘客を促進するための取組については積極的に提案すること。

（2）その他関連する業務

- ・委託者2名分の航空券（航空運賃に付加される諸経費を含む。（以下同じ））を手配すること。なお、航空券にかかる費用は委託者で負担するものとする。
- ・会場近くの1名1室朝食付き4泊分の宿泊を2名分手配すること。

4 報告書及び成果物の提出

本業務終了後、期限までに事業実績に係る報告書8部提出すること。（電子データ可。）

(1) 報告書記載事項

- ア NATAS への出展の概要及び成果
- イ その他、監督職員が指示したもの

(2) 納品期限 令和6年3月22日（金）

(3) 提出先 三重県観光部海外誘客課

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

6 その他

(1) 業務実施の条件

NATAS TRAVEL2024 の開催については、日程等が公式に発表されていないことから、開催日数は、令和5年2月に開催された NATAS TRAVEL2023 と同様に3日間を想定すること。なお、開催日数が想定と異なる場合には、両者協議を行うこととし、協議の結果、変更契約を締結することがある。

また、委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を東海地区外国人観光客誘致促進協議会と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。なお、上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。

(3) 再委託

再委託を行う場合は、事前に東海地区外国人観光客誘致促進協議会の了解を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合がある。

(4) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類について、受注者は、パワーポイント・Word・Excel 形式など、東海地区外国人観光客誘致促進協議会において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとする。

以 上